

参考資料

■策定の経緯

■緑のまちづくりワークショップ

■語句説明

■策定の経緯

年月日	会議等	内容
平成 30 年 7月～8月	緑の基本計画策定のための アンケート調査	・平成 30 年 7 月 5 日～8 月 6 日
8 月 25 日	第 1 回緑のまちづくり ワークショップ	・テーマ解説：「まちづくりに緑が果たす役割」 ・ワークショップ：「富田林の緑の課題について」
9 月 24 日	第 2 回緑のまちづくり ワークショップ	・テーマ解説：「緑の取り組みの新しい視点」 ・ワークショップ：「緑の取り組みへの提案」
10 月 22 日	富田林市環境審議会	・アンケート調査報告 ・ワークショップ報告 ・緑の基本計画改定方針について
11 月	大阪府（意見照会）	・11 月～12 月 実施
平成 31 年 1 月 4 日	パブリックコメント （意見募集）	・1 月 4 日～1 月 31 日 実施
2 月 5 日	富田林市環境審議会	・緑の基本計画について
3 月	—	・緑の基本計画の改定

■緑のまちづくりワークショップ

富田林市緑の基本計画

「第1回緑のまちづくりワークショップ」を開催しました

～みんなで緑の課題を考えよう～

緑のまちづくりワークショップは、現在検討中の富田林市緑の基本計画について、市民の皆様のご意見などを参考としていくため、平成30年8月25日（日）に実施したものです。当日は11名の方に参加していただくとともに、大阪府立大学の藤原教授に講演をお願いしました。

緑のまちづくりワークショップでは、緑が有する「環境保全」「レクリエーション」「防災」「景観」機能の4つの班に分かれ、それぞれの課題やアイデアなどをいただき、全員で意見を共有しました。



項目	ワークショップでの主なご意見	
環境保全	<ul style="list-style-type: none"> ◆自然環境の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・水田や農地などが少ない ・農業を守ることによって自然を守る ・石川の清掃、周りの環境はとても大切 ◆農地、山林の維持管理と活用 <ul style="list-style-type: none"> ・緑の管理活用方法 ・使われていない農地を有効活用するべき ・棚田を管理するシステムを行政と協働でつくる 	<ul style="list-style-type: none"> ◆植樹、街路樹等の維持管理 <ul style="list-style-type: none"> ・木を植える際、樹種を適切に選ぶ ・街路樹の老木化、適切な管理 ・街路樹の水やり（個人又は行政） ◆生物多様性の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・生物との共生に役立つ池、農業用水対策 ・温暖化に対応できる緑化計画 ・土と水の大切さの認識 ・土地の人々や環境を理解する
レクリエーション	<ul style="list-style-type: none"> ◆公園の整備や適正な配置 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅地に公園がない ・住民の憩いの場となる公園がない ・府と市が連携し、錦織公園を整備 ・公園の場所が偏っている ・市全体の公園化 	<ul style="list-style-type: none"> ◆公園施設の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・天候に左右されない屋内施設が欲しい ・既存公園の緑を充実させる ・自然を活かした公園づくりを ・公園に駐車場を設けてほしい ・公園を利用しやすくするための方策
景観形成	<ul style="list-style-type: none"> ◆自然景観の減少・荒廃化 <ul style="list-style-type: none"> ・駅周辺に緑が少ない（きれいでない） ・工業団地のまわりにみどりはあるか ・住宅地の緑の保全 ◆市のシンボルとなる緑の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・文化財と緑を守る ・石川の清掃。きれいであるほうが良い 	<ul style="list-style-type: none"> ◆緑化・美化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・緑を増やし、守る活動を市民が一体となって広げるべき ・通学路は草が邪魔で道が狭くなっている ◆緑化に関する市民意識の醸成 <ul style="list-style-type: none"> ・緑に対する市民意識の喚起 ・親子で体験、管理、植林や剪定など
防災	<ul style="list-style-type: none"> ・防災計画としての緑化計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・石川の清掃（河が増水した時にも困る）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・緑のデータを整える 	<ul style="list-style-type: none"> ・「緑の基本計画」を知らない人が多い

緑のまちづくりワークショップの開催状況

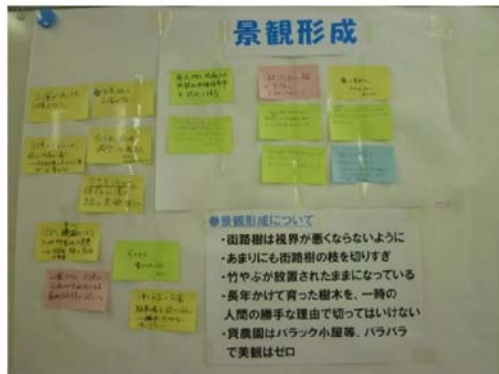
環境保全



レクリエーション



景観



防災



ワークショップ各班の結果発表



ワークショップの主な感想

- ・富田林の緑地を考えることは非常に重要である。こういった機会が得られ、有意義であった
- ・緑への理解を深めるきっかけになった
- ・いろいろな意見が出て良かった

講師の主な感想

- ・行政とともに様々な意見をどのように実現していくかが重要である
- ・どこで、どのように増やすのかについて、もっと話し合いが必要である

緑のまちづくりワークショップの結果は緑の基本計画に活かします

- 参加者の皆様のご意見を整理し、検討中の緑の基本計画に活用します

「第2回緑のまちづくりワークショップ」を開催しました

～緑の取組と今後の課題を提案しよう～

緑のまちづくりワークショップは、現在検討中の富田林市緑の基本計画について、市民の皆様のご意見などを参考としていくため、平成30年9月24日（月）に2回目のワークショップを実施したものです。当日は9名の方に参加していただくとともに、大阪府立大学の藤原教授に講演をお願いしました。

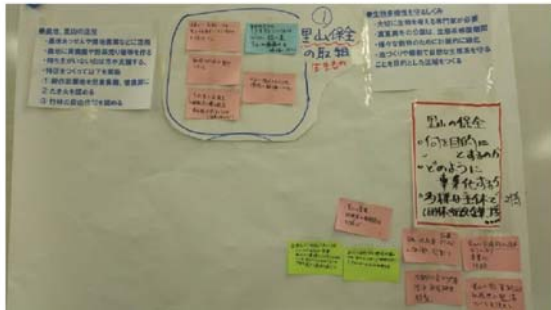
緑のまちづくりワークショップでは、「里山保全の取組」「緑の計画の取組」「市民参加の取組」をテーマに3つの班に分かれ、それぞれの取組に対する提案などをいただき、全員で意見を共有しました。



項目	ワークショップでのご意見・ご提案
里山保全の取組	<ul style="list-style-type: none"> ■里山の整備、活用 <ul style="list-style-type: none"> ・里山の散策路及びその周辺地を整備し、ルートを決める ・里山の生産物の活用 ■里山活動の拠点形成 <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊、調査研究、教育ができる活動拠点が必要 ■里山の管理 <ul style="list-style-type: none"> ・里山の権利者にとって管理が難しい ・市民、地権者、企業、行政がそれぞれの役割のもとに協働で取り組む ・里山保全活動費の確保
緑の計画の取組	<ul style="list-style-type: none"> ■民間と行政との協働による緑のまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ・市が全体構想をまとめ、市と企業が協力して問題等を解決し、実施後の問題点を確認、修正することを繰り返す ・市のイメージアップを図ったり、個人名・企業名の入ったプレート設置等により民間の参画を促し、資金を集める ・大阪府のパートナーシップ協定の富田林版をつくる ■緑のまちづくりへの支援、動機づけ <ul style="list-style-type: none"> ・自分達で公園を管理すれば公園を利用する人も増える ・雨水タンク設置への助成
市民参加の取組	<ul style="list-style-type: none"> ■学校との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・学校の課外活動に里山保全や生物多様性学習を取入れる ■町内会、地域コミュニティの活性化 <ul style="list-style-type: none"> ・公園等の施設をきれいにする活動を町内会清掃活動に取り入れる ・緑のまちづくりを住民同士のコミュニケーションや交流の場に ■ボランティアの確保 <ul style="list-style-type: none"> ・テスト的にランチ付里山保全活動などに取組んでみる ・ボランティアにメリットをつける（例：清掃後に地元企業の商品をPR。市内にある和菓子やランチ（弁当）の提供など） ■情報の発信 <ul style="list-style-type: none"> ・集まった意見の中で採用されたものを公表し、市民の意識向上につなげる

緑のまちづくりワークショップの開催状況

里山保全の取組



緑の計画の取組



市民参加の取組



ワークショップ各班の結果発表



参加者の主な感想

- 年齢や立場の違う人の意見や考え方を聞くことができてよかった
- 今回集まって出た意見が緑の基本計画に反映されたら嬉しい
- ワークショップに参加し、緑に関心を持つ良い機会になったので、今度は緑を増やす行動を実際に行っていききたい

講師の主な感想

- 緑の取組は、企業、市民、NPO等がどのように関わるのかを考える必要がある
- 里山の保全団体の高齢化が進んでおり、若い世代をどのように呼び込むのが課題である
- 緑のボランティアに参加する楽しみが仲間を増やす重要なポイントである

緑のまちづくりワークショップの結果は緑の基本計画に活かします

- 参加者の皆様のご意見・ご提案を整理し、検討中の緑の基本計画に活用します

■ 語句説明

ア行

アドプト・プログラム

行政が、特定の公共財（道路、公園、河川など）について、市民や民間業者と定期的に美化活動を行うよう契約する制度のこと。美化活動を行う主体は、地域住民などのボランティアが多く、行政はそれらの活動に対し一定の支援を行う。

運動公園

都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園。

エコトーン

環境推移帯とも呼ばれ、樹林地と草地の境界や、海岸・湖岸等の水陸の境界のように、比較的短い距離の間で環境が移行する場所のことをいう。狭い範囲に多様な環境を含み、生物の生息環境として重要な場所となっている。

エコロジカル・ネットワーク

野生生物が生息・生育する様々な空間（森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、海、湿地・湿原・干潟・藻場・サンゴ礁等）がつながる生態系のネットワークのこととして使われる言葉。生態系ネットワークと呼ばれることもある。

カ行

街区公園

もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園。

河川区域

河川法に基づき、河川の流水が継続して存する土地及び地形、草木の生茂の状況その他その状況が河川の流水が継続して存する土地に類する状況を呈している土地等として指定する区域。

近隣公園

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。

グリーンマネジメント

道路緑化の調査・設計から管理に至るまでの総合的な分野において、市民参加を促進しつつ、緑化の機能を効果的に創造すること。

サ行

市街化区域

都市計画法に基づいて指定される区域で、すでに市街地を形成している区域、及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域

都市計画法に基づいて指定される区域で、市街化を抑制すべき区域。

市民農園

自然とのふれあいを求める市民に対し、その機会等を提供するためにレクリエーション活動として野菜類等の栽培を行えるよう、農地を一定区画に区分し、一定期間貸し付ける菜園（農園）のこと。

重要伝統的建造物群保存地区

文化財保護法に基づいて、伝統的建造物群、及びこれと一体をなして歴史的風致を形成している環境を保存するため市町村が定めた区域を、わが国にとって、その価値が特に高いものを国が選定した地区。

生物多様性基本法

生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的として、平成 20 年に制定された法律。

総合公園

都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。

タ行

地域制緑地

法律等で土地利用が規制されている林地、農地、水辺等の土地のこと。

地区計画

都市計画法に基づいて、ある一定のまとまりを持った「地区」を対象に、その地区の実情に合ったよりきめ細かい規制・誘導を行う制度。

地区公園

主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。

特定外来生物

外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されたもの。

都市計画区域

都市計画法に基づいて、「一体の都市として、総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域」について、都道府県が指定するもの。

都市計画マスタープラン

都市計画法に基づいて、市町村が策定主体となって、都市計画区域における都市づくりの将来ビジョンを示す計画。

都市公園

都市公園法に基づいて、国や地方公共団体が都市計画区域において設置する公園または緑地。

都市緑地

主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地。

ハ行

ビオトープ

「地域の野生の生きものが暮らす場所」を意味します。人工的に造った池などといった特別なものを指すのではなく、身近にある森林や草地、河川や河原、池や湖沼、海や干潟など、その地域にもともといる野生の生きものたちがくらしたり利用したりする、ある程度まとまった場所のことを言います。

保存樹木・樹林

「富田林市古樹名木等の保存に関する規則」に基づいて、市内に残る古樹・名木を指定したもの。

ヤ行

谷地田

台地が開析されてできた谷間の低地すなわち谷地に分布する水田。谷津田（やつだ）ともいう。

遊休農地

耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地。

用途地域

都市計画法に基づいて定める地域地区の一つ。市街地における用途混在の防止を目的として、住居、商業、工業など大枠の土地利用を区分するもの。第一種低層住居専用地域など住居系用途 8 種類、商業系用途 2 種類、工業系用途 3 種類の計 13 種類がある。

ラ行

緑道

災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、公共施設を相互に結ぶように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地。

緑地率

市域面積や市街地面積に対する都市公園等と地域制緑地の面積割合。

緑被地

樹林地や農地、河川などの水辺、公園等の植栽地のように、緑で覆われている土地のこと。

緑被率

ある一定の地域内における緑被地の割合。

レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物に関する保全状況や分布、生態、影響を与えている要因等の情報を記載した図書。

富田林市緑の基本計画

発行：平成31（2019）年3月

編集：富田林市 産業環境部 みどり環境課

〒584-8511 富田林市常盤町1番1号

電話 0721-25-1000

<https://www.city.tondabayashi.lg.jp>

